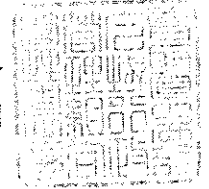


発鳥西総第 8 4 5 号－ 1
令和 7 年 7 月 1 日

鳥取県西部広域行政管理組合
使用料等審議会 会長 様

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司



火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料の見直しについて（諮問）

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例（令和 7 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 3 号）第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

次に掲げる使用料等の見直しの必要性及び必要性があった場合の改定額について

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（平成 3 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 5 号）に基づき徴収する使用料
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成 9 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 1 号）に基づき徴収する手数料

2 諮問理由

上記の使用料等について、前回の料金改定以降、維持管理経費及び処理件数等の変動があり、施設利用に係る受益と負担の公平性を確保する観点から、適切な料金の水準について検討する必要性が生じたため、審議会の意見を問うもの。